

令和7年度第4回小田原市総合計画審議会会議録

- 1 日 時 令和7年10月16日(木) 午後1時30分から午後3時30分まで
- 2 場 所 小田原市役所3階 議会全員協議会室
- 3 出席委員 <対面参加> 10名
木村 秀昭、関野 次男、宮本 晋、山本 博文、渡邊 清治、出石 稔、
有賀 かおる、曾我 清美、益田 麻衣子、渡邊 ちい子
<オンライン> 4名
久田 由佳、関 幸子、平井 太郎、根岸 亜美
<欠席委員> 5名
山口 博幸、内山 絵美子、奥 真美、信時 正人、別所 直哉
- 4 事務局 広報広聴室副室長、企画部長、企画部副部長、企画政策課長、行政改革推進担当課長、政策調整課長、人事研修係長、ハラスメント対策担当課長、情報システム課長、総務課長、財政課長、資産経営課長、契約検査課長、検査担当課長、市税総務課長、市民税課長、資産税課長、公営事業部副部長(事業課長事務取扱)、地域安全課長、戸籍住民課長、防災部副部長(防災対策課長事務取扱)、文化政策課長、健康づくり課長、成人・介護予防担当課長、健康増進担当課長、都市部副部長(地域交通課長事務取扱)、都市部副部長(都市政策課長事務取扱)、都市調整担当課長、都市計画課長、市街地整備担当課長、建築指導課長、開発審査課長、建設部副部長(建設政策課長事務取扱)、国県事業推進課長、土木管理課長、道水路整備課長、道路維持担当課長、公園整備担当課長、建築課長、上下水道局副局長(水道整備課長事務取扱)、上下水道局副局長(浄水管理課長事務取扱)、経営総務課長、経営改善担当課長、給排水業務課長、下水道整備課長、企画政策課職員5名
- 5 傍聴者 1名

(次 第)

1 開 会

2 議 事

(1) 第1期実行計画行政案に関する審議

(まちづくりの目標「安心して暮らすことができる小田原」施策・詳細施策23～30について)

(2)その他

3 閉 会

1 開会

【出石会長】

ただいまから令和7年度の第4回小田原市総合計画審議会を開催いたします。本日、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。時間も限られておりまして、本日の会議では2回の入れ替えが予定されております。そのため、皆様には進行にご協力を賜りたく存じます。

本日は、山口委員、内山委員、奥委員、信時委員、別所委員の5名が欠席となっております。また、オンラインでの出席者が4名いらっしゃいますので、合計で14名の出席となります。規定上、定足数を満たしておりますので、本審議会は成立いたしております。

市側の出席者につきましては、配付済みの資料2をご参照ください。この資料に基づいて市側の出席が行われますので、よろしく願いいたします。また、会議中に入れ替えがございますので、その点についてもご承知おきください。

2 議事 (1) 第1期実行計画行政案に関する審議

【出石会長】

それでは、議事を進行させていただきたいと思っております。本日の議事内容は、(1)「第1期実行計画行政案に関する審議」となります。今回の内容は、「安心して暮らすことができる小田原」を目指したまちづくりの目標であり、施策の詳細は施策23から30に該当する分野についての審議となります。

前回、委員担当制についてご承認いただきましたが、一部変更がございます。変更内容については、すでにご承知かと思っております。本日該当する部分の担当委員は、宮本委員、久田委員、信時委員、別所委員ですが、欠席の委員の方もいらっしゃいます。その他の委員の皆様にもぜひ本日の議事内容についてご意見をいただきたいと思います。それでは、まず事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】

本日事前に郵送などでお配りした資料のほかに、卓上資料として3つの資料をお配りしております。

まず、資料6についてご説明いたします。資料6は、10月14日まで実施したパブリックコメントにていただいたご意見の一覧表です。この期間中に、16名の方から合計158件のご意見をいただきました。このパブリックコメントの締切は「14日消印有効」となっておりまして、現在最終的な郵便分を待っている状況です。そのため、今後数件のご意見が追加される可能性がございます。

次に資料7についてです。資料7は、この行政案を公表してから市議会の9月定例会で行われた一般質問の内容をまとめた一覧表です。一般質問にてご意見をいただいた方々の内容を整理したものとなっております。

最後に資料8です。本日欠席されている委員の方々から事前に提出いただいたご意見や質問

内容をまとめた一覧表です。

【出石会長】

事前配付資料については皆様すでにご覧いただいているという前提で進めさせていただきます。早速ですが、施策 23・24 の協議に入ります。まず、施策 23 につきましては「防災・減災」、施策 24 につきましては「安全・安心」に関する内容です。この 2 つの施策について、まず担当の委員の方々からご質疑をいただき、その後、全体でご意見を伺うという進行を進めたいと考えております。順番としては、宮本委員、久田委員の順になります。また、本日は信時委員及び別所委員が欠席されておりますが、別所委員から事前に意見が出されていますので、こちらについては後ほど確認をさせていただきます。それでは宮本委員、よろしくお願いいたします。

【宮本委員】

施策 23「防災・減災」について質問させていただきます。現状と課題の部分の一番最後に、「危機管理体制の整備に必要な各種計画について、適宜見直しを実施していく」と記載されています。その下には関連する個別計画がいくつか挙げられているのですが、その中で、いわゆる第 1 期計画期間中、または 10 年度までに見直しを予定している計画がどれに該当するのかについて教えていただけますでしょうか。

次に、成果目標の一番下、5 のところについてですが、市と自治体の事業所との 3 者協定締結を単年度ごとに着実に 3 件ずつ増やしていくことを目指しています。ただし、目標の方向性が「維持」という表現になっているため、例えば累計で増加を示す形にするなど、より具体的な見せ方があっても良いのではないかと思います。例えば、1 期計画中に締結件数の具体的な目標を提示する形にすることで、成果の方向性や達成目標がより明確になるのではないかという意見です。

それから、詳細施策 2301 における災害被害軽減化の推進の中では、主な取組の一つとして「ブロック塀の撤去促進」という項目が含まれております。この件については、以前にも私からご質問をさせていただいたことがありまして、その際には「ブロック塀の危険な箇所の件数については把握していない」というご回答をいただいております。大阪において過去にブロック塀が倒れて児童が死亡してしまうという痛ましい事故が発生したことから、「ブロック塀の撤去促進」が重要な取組として図られているのではないかと考えております。例えば、通学路における危険箇所がどれほど存在しているのかを調査し、これらの危険箇所を減らしていくといった目標の立て方も、施策を進める上で有効なのではないかと思います。この点については、私自身の感想となりますが、そのような方向性も検討の余地があるのではないかと考えております。

それから、詳細施策の 2302 には「マンホールトイレの整備を図っていく」ということが記載されております。この点について少し質問をさせていただきたいのですが、マンホールトイレに関しては広域避難所などで整備が進められているということは承知しております。た

だし、例えばそれ以外の場所、例えば公園などに設置されている「トイレベンチ」というものについてはいかがでしょうか。通常はベンチとして利用されるものが、いざという時にはトイレとして使用できるような仕組みです。私の住んでいる市町村ではそのようなものが設置されているのですが、そのような設備を整備する予定はありますか。もしそのような予定があるのであれば、このような設備の設置を主な取組として進めていくのも良いのではないかと考えています。

続いて施策 24 についてですが、目標のところに「防犯灯の新設」と記載されており、直近 3 年間の平均として「54 灯」という数字が示されています。この点について質問をさせていただきたいのですが、目標の方向性として具体的にどのように捉えればよいのでしょうか。毎年「54 灯」を新設するという解釈でよいのか、あるいは更新も含まれるのかどうかを確認したいと思います。特に、かなり数が多いことから更新も含めての数字なのかどうかについて、お伺いしたいです。

また、その次の「防犯カメラ」の補助件数についてもお聞きしたいのですが、こちらは直近 5 年間の平均を取って「4 件」ということが記載されています。防犯カメラの設置に関しては、国の方でも昨年補正予算を通じてかなり重点的に予算を組み、全国の市町村に対して防犯カメラの設置を促進するよう要望するという経緯がありました。この背景から、近年では防犯カメラの設置数が増えているのではないかと考えております。配付されている意見の中にも触れられていましたが、防犯カメラの必要性が高まっている現状を踏まえると、これまでの実績をもとにした 5 年間の平均値という目標設定で十分なのかどうかについては議論が必要ではないかと思えます。特に、直近の補助件数に基づいて目標を設定することで、実情により合った計画になるのではないかと考えます。その点について再検討いただく必要があるのではないかと考えました。

【出石会長】

最後の点は資料 8 の 1 ページ目の別所委員からの意見の 4 番も合わせて一緒に出していただいたことにしたいと思います。市側の担当部局の方から、それぞれの質問や意見に対して回答や所見をお願いしたいと思います。

【防災部副部長（防災対策課長事務取扱）】

まず、各種計画の見直しの中で、個別計画について令和 10 年までに見直す予定の計画というお話がございました。これに関して、小田原市地域防災計画については令和 8 年の 6 月から 7 月に改正をする予定です。この計画は 2 年に 1 回、定期的に見直しを行っているものです。現時点で確実に改正すると申し上げられるのは、他に小田原市災害時トイレ確保計画と災害時備蓄計画です。これらについては現在、見直し作業を進めているところです。

次にマンホールトイレの例について、またトイレベンチの設置についての所見だったかと思いますが、防災部としては現時点でトイレベンチを設置するという考えを持っておりません。マンホールトイレ以外の災害時に使用するトイレについては、国やその他の機関から提

供されるプッシュ型の支援による仮設トイレの活用を検討しているほか、耐震化工事が進んだ学校施設内のトイレに携帯トイレを使用することで対応する予定です。また、自動ラップ式トイレのようにフィルム内で用を足した後、それを熱圧着処理するというタイプのものも存在しており、こうした方法を活用することで災害時の対応を進めていきたいと考えております。

3者協定の締結数を維持ではなく増加にすることについてですが、目標として累計数を設定するという方針で進めている状況です。おっしゃることは確かにその通りだと思います。しかしながら、自治体が自治会側の求める要望と、企業側が提供可能な役務とのマッチングが難しい状況があり、その調整に時間がかかっているのが現状です。そのため、現実的な目標として、毎年3件を目指して努力するという姿勢を持ち、現段階では「維持」という表現になっているものと認識しています。

ブロック塀につきましては、正直申し上げますと、大規模な危険ブロック塀については、時間と費用の関係から調査が進められていない状況です。ただし、現在も小田原市内の通学路や市道沿いのブロック塀に関しては、危険なものが多数存在している状況です。そのため、毎年一定の需要があることを踏まえまして、今後もしっかりと対応を進めていきたいと考えております。

【地域安全課長】

防犯灯の維持についてですが、54灯という数字はあくまで新設のものであり、既存のものの更新は含まれておりません。

次に、防犯カメラに関してです。防犯カメラの有効性についてはさまざまな場面で言及されておりますが、当市が設置しているものは「地域の防犯カメラ」という位置づけです。このカメラは、地域の方々から必要であると申請されたものに対して補助を行う形をとっております。これまでの経緯を振り返ると、この4件については、県の補助金や市の補助金を組み合わせて対応してきたものとなっております。これまでの取組では、その予算の範囲内でできるだけ多くの地域や自治会に対応できるよう努力してまいりました。具体的には、自治会の方で必要とされる台数を予算や使用年数、性能などを考慮して対応してきた状況です。今回の目標といたしましては、従来通りの4台を設置する計画を立てており、できる限り地域の方々の方々の要望に沿った形で進めていきたいと考えております。

【出石会長】

宮本委員に確認ですが、3者協定をもっと増やすべきだといったご意見について確認させていただきたいと思っております。

【宮本委員】

マッチングが難しいというお話を伺いましたので、その点については、3件ずつ着実に進めていくということで理解いたしました。防犯カメラに関しては、確かにさまざまな形式が

あり、違いがあることと思います。地域の要望に応じて設置を進めるということですが、もし地域から要望がございましたら、県の予算についてのお話が先ほどありましたが、市の予算に関しては何とも申し上げられません。ただ、私といたしましては、県庁に対して「この地域からこうした要望がある」ということをお伝えすることが可能です。そのため、もし要望がありましたら、その要望にできるだけお応えできるように努力させていただきます。また、なるべく多くの防犯灯や防犯カメラが設置されることを目指して対応していくべきだと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

【建築指導課長】

先ほどの関連する個別計画の改定の予定についてですが、その中に記載されている小田原市の耐震改修促進計画に関する部分についてお話いたします。この計画については、耐震改修促進法に基づく国の基本方針が今年の7月に改定されました。その改定を受けて、現在改定作業を進めております。具体的には、今年度末もしくは来年度の4月頃を目標に改定を実施したいと考えており、現在そのための作業を進行中です。

【出石会長】

全般的にそうなのですが、最終的に現在の説明について整理させていただきます。とりあえず現在は施策23・24について、我々委員会として、また審議会として「ここはこうあるべきだ」という意見を出すことができる状況です。そこで、一旦確認させていただきたいのですが、現在最後に議論している防犯灯については、県がそれをつなげることが可能だという話になっています。この点について、「目標値を上げるべきだ」という意見がまだあるかと思いますが、宮本委員いかがでしょうか。

【宮本委員】

目標値を上げて良いのではないかと思います。

【出石会長】

それでは後程議論をしたいと思います。

【渡邊清治委員】

防犯カメラの件についてですが、こちらには「4件」と記載されていますが、説明では「4台」となっております。この場合、どちらが正しいのでしょうか。さらに、1件につき何台設置されるかということもあるかと思いますが、地域によって状況が異なるのかどうか教えていただけますでしょうか。

【地域安全課長】

申請件数1件に対して1台とカウントしております。ですので、全く異なる数字ではござ

いません。同じものだと考えていただくのが一番良いかと思います。

【渡邊清治委員】

ユニットではなくて、カメラの台数ですね。

【地域安全課長】

おっしゃる通りです。

【渡邊清治委員】

少ないですね。

【出石会長】

久田委員お願いします。

【久田委員】

まず防災の面において、近年では自治会そのものに参加されないご家庭が増えている状況が見受けられることや、高齢化の問題が非常に深刻であると感じております。しかし、情報伝達の手段としてのデジタル化の推進が基本となってくるのではないかと考えております。その一方で、詳細施策についてですが、あまりその点に対して具体的な取組が見えてこないように感じました。そこで、具体的にどのようなことに取り組んでいく予定なのかについてお聞きしたいと思っております。

もう一点、安全・安心の面についてお話ししたいと思います。特に自転車に関する対応についてですが、放置自転車が増加している状況が見受けられます。コロナ禍が終わり、出勤される方が増える中で、小田原駅周辺で自転車を停めるスペースが不足しているという課題があるのではないかと感じております。この問題に対してどのようにお考えで、どのような取り組みを進められているのかをお伺いしたいです。

【防災部副部長（防災対策課長事務取扱）】

自治会に加入していない世帯が増加しているため、災害時の情報発信手段やデジタル化に関する具体的な施策について考えているのではないかという趣旨だと思います。災害時の情報発信ツールとしては、「小田原防災ナビ」というスマートフォン向けアプリがあります。このアプリを多くの方にダウンロードしてもらえよう、力を入れております。デジタルの観点では、このアプリが主な取組となっています。現在のダウンロード数は約2万9,000件弱ですが、今後はさらに若年層、特に高校生以下の世代に訴求していけるよう、若い世代が集まるイベントなどを通じて、周知啓発を行っていく考えです。また、デジタルツール以外にも、エリアメールの活用を行っています。エリアメールは携帯電話キャリアを通じて、災害情報をエリア内の人々に強制的に送る仕組みです。このほか、防災行政無線を利用して情報

発信をするなど、デジタルツールと併用して対応していく方針を持っています。

【地域安全課長】

確かに、コロナ禍以降、放置自転車の台数が増えている状況にあります。小田駅周辺における自転車駐輪場についてですが、現在、西口と東口の両方に設置されており、市が指定管理で運営を委託している場合や、賃貸借方式で事業協会が運営しているケースもございます。特に東口の稼働率について申し上げますと、定期利用では現在 80%程度で、一時的な利用の場合には 70%に満たない状況となっております。このため、駐輪場にはまだ空車がある状態です。さらに、周辺地域、例えば UMECO などの場所にも民間企業が運営している駐輪場が存在しております。このような現状を踏まえ、駐輪場が不足しており、自転車が溢れている状態にはなっていないと認識しております。

【出石会長】

デジタル化については、今説明がありましたが、例えば詳細施策に 1 点、デジタル化を設けるべきだとかそういう意見ではそこまではないですか。今の説明でよろしいですか。

【久田委員】

一旦理解しましたのでこのまま議論を進めてください。

【出石会長】

わかりました。それでは資料 8 の別所委員からの事前意見について、所管課からコメントをお願いしたいと思います。簡単で結構ですからコメントをお願いしたいと思います。

【防災部副部長（防災対策課長）】

防災訓練教室に関するアンケートの実施についてのご意見をいただきました。参加者の意識向上を図るためにアンケートを実施するというご提案は、確かにその通りだと思います。現状では実施できていないのですが、今後こういった形で可能になるのか、検討を進めていきたいと考えております。

次に、VR を活用した防災訓練についてのご提案がございました。災害に対する危機意識を高めるための新たなアプローチとして、VR を導入することの可能性を検討するという内容です。しかしながら、VR の導入に関しては、その費用が問題になると考えております。導入費用をはじめ、他の防災対策、例えばハード整備や備蓄などにも費用がかかるため、それらの事業とのバランスや効果を慎重に見極めていく必要があります。そのため、VR の活用については検討を進めるものの、他の事業とのバランスも踏まえた上で判断していきたいと考えております。

【地域安全課長】

4番目の別所委員による防犯カメラの補助件数についてですが、こちらは先ほどのご説明に少し補足させていただきます。当市の予算の形において、県による最大限の補助金額を要求できるような仕組みを整えております。県の補助金は3分の1が支給される形ですが、それをできるだけ活用できるように調整した予算要求を行っております。その中で、地域の要望に最大限対応しつつ、防犯カメラの価格帯についても廉価なものから高価なものまで幅広く対応しております。その結果、件数を一定数ご用意できている状況です。実質的には地域の防犯カメラの設置要望に対応できているという認識もございます。また、過去を振り返りますと、地域による要望のタイミングや件数については毎年異なっておりまして、今後どのようにご判断いただくかについては現時点ではまだ明確ではない部分があると考えております。今後も状況を見極めつつ対応を検討してまいりたいと存じます。

次に、5番目の特殊詐欺に関する啓発活動についてですが、こちらのご意見を踏まえまして、電話の購入補助だけに留まらず、地域の方々に注意喚起を行う啓発活動が非常に重要であると考えております。そのため、現時点でも詳細施策の中に記載しておりますように、小田原地域防犯協会など、自治会から推薦を受けた防犯指導員の方々が所属する団体などと連携を図りながら、地域との繋がりを活かして啓発キャンペーンや広報活動を行っているところ です。

次に、6番目の自転車に限らず、マイクロモビリティへの対応を視野に入れるということについてですが、こちらは放置自転車等に関することだと思われま す。詳細施策2402の方では、3年間で取り組む内容の中で「自転車等」という表現を使用しており、自転車以外の対応すべきものについても「等」に含まれるという意図で記載しているつもりです。

現時点において、放置車両として私たちがそのようなモビリティを回収した事例はまだありません。そのため、現状では特出しするには件数が少ないとの認識を持っております。しかしながら、このような視点は非常に重要であると認識しており、今後の事業を進める中でこうした視点も含めて取り組んでいきたいと考えております。

3つ目の消費センターにつきまして、各オンライン決済事業者との意見交換や情報共有などを通じて、協議会を設置するというお話です。この協議会に関しましては、市町村レベルではなく、もう少し上の段階である国や県など、広域的な視点で取り組むべき内容と捉えております。具体的には、全国的に規模の大きいオンライン決済事業者やショッピング運営者の方々からご意見を伺いながら、その意見を調整した上で、適切な対策を検討していく必要があると考えております。そのため、市町村としてはこの協議会の設置について直接的な役割を担うものではないのではないか、というのが現在の見解です。

犯罪と、一般の消費者と事業者との消費者問題については、それぞれ別々に考えるべきであるというご意見に関してですが、現在のところ、犯罪防止の啓発活動としてのノウハウや、消費者に対する消費者教育・消費者啓発については、それぞれを事業として個別に捉えて取り組んでおります。これらの活動を通じて、引き続き啓発を進めてまいりたいと考えております。ただし、市民の方々から見ると、いずれも同じお金の問題という点では共通していることは事実です。そのため、お悩みを抱えて消費生活センターへ相談に来られる方に対して

は、その相談内容を丁寧に聞き取り、ケースに応じて警察におつなぎすべきなのか、または消費生活センターで対応すべき話なのかを慎重に判断し、適切な対応をしていきたいと考えております。

【出石会長】

別所委員の意見につきましては取組の中身や、どのように取り組むかという点を中心です。そのため、意見としてそれに対してコメントがあったということで捉えたいと思います。それでは、他の委員の方々からご意見等がございましたら、どうぞご発言をお願いいたします。

【山本委員】

自治会と事業所の3者協定についての内容です。どの団体が主導権を持ってまとめていくかという点に関しては非常に苦労されていることが伺えます。商工会議所としても、事業所を取りまとめている立場から連携を進めていきたいと考えております。現在、毎年3件ずつ進めている状況であり、令和10年には継続して3件という形で進める計画があるようです。この取組の進捗としてKPIはそれかもしれませんが、地域を連合自治会単位の面として捉え、地域全体を協定の対象として塗りつぶし、安心・安全が確立されることが目指されているようですが、その際、令和10年度において充足率がどの程度になるかを具体的に把握し、既存分の協定に加えて新たな協定を結ぶことで最終的にすべてを網羅するという目標を持たれているのでしょうか。

また、居住者のいない地域を除き、すべてのエリアで協定が結ばれることが理想という考えで進めているようですが、そのようなグランドデザインを描きつつ、現在はまだ充足率が低い状態であるため、毎月・毎年の進捗状況を確認しながら、今後どの時点でどの程度の充足が達成されるのかを具体的に把握していただきたいと考えております。どうか計画的かつ着実な取り組みを進めていただければと思います。

【出石会長】

最後のご意見ですが最初、前半の方の充足率、令和10年度で充足率どのぐらいになるのかということですね、これについてご回答をお願いします。

【防災部副部長（防災対策課長事務取扱）】

令和10年までのカバー率や充足率についてですが、正直申し上げて、現状では令和7年度を取組があまりうまく進んでいない状況です。そのため、令和10年までに目標を達成できるかどうかを現時点で明確に申し上げるのは難しいところです。ただし、商工会議所では毎年企業にアンケートを実施しており、災害時に提供可能な役務やお手伝いがどのようなものかを把握し、それを進めていただいています。この点を自治会との間でしっかりと話し合いを進め、何とかして連合自治会26連合のいずれかの自治会が協定を結ぶ形に持っていきたいと考えております。しかし、残念ながら令和7年度を取組状況が現状では芳しくないため、令

和 10 年度までに必ず達成できると断言するのは難しいです。そのため、商工会議所との連携方法について再度相談しながら進めていきたいと考えています。

【出石会長】

次いかがでしょうか。

【益田委員】

2303 地域防災力、特に自主防災組織についてですが、この組織は現在ほとんど自治会と紐づいており、自治会が中心となって活動を行っている状況です。また、防犯灯に関しても同様で、自治会がその管理を行い、問題が発生した際は市に報告するという体制が取られています。私の自治会でも最近、同様の話題が取り上げられました。小田原市では自治会が解散した例もあり、今後 3 年間の間に自治会が解散するケースがさらに増えてくることが予想されています。どれほどの数になるかは分かりませんが、既にいくつか解散例が出ているため、これが今後の傾向となる可能性が高いと考えています。このように自治会が解散する地域が増える中で、自主防災組織や防犯灯管理を自治会に依存する体制を維持することは難しい状況になってくると懸念しています。自治会がない地域において、誰がこれらの責任を担うのかという課題が浮上するでしょう。そのため、行政がこの問題にどのように関与していくか、解散した自治会に代わる体制をどのように構築していくかを今後 3 年間のうちに具体的に検討していく必要があると思います。そのためにも、こうした視点を含めた文言を検討することが重要だと考え、意見を述べさせていただきました。

【出石会長】

市側の見解をお願いします。

【防災部副部長（防災対策課長事務取扱）】

ご指摘いただきありがとうございます。確かに自主防災組織を中心に防災対策を行っている状況において、自主防災組織と自治会がほぼイコールの関係になっている現状がございます。ですので、仮に自治会が解散した場合には、防災部として、小田原市の防災対策を進めることが非常に難しくなるということは認識しております。現時点では、その状況に対する具体的な対応策について明確な答えを示すことができず申し訳ございません。

自治会が解散した場合にどのような形で対応していくべきかという点については、今後の課題として検討を進めていく必要があると考えております。しかし、現時点では「このように進めていきます」と明確なご回答を差し上げることができず、引き続き検討を進め、課題解決に努めてまいります。

【出石会長】

益田委員ご担当の施策 15 でまた議論になるかもしれないですね。

【益田委員】

本当に命に関わるような状況で、もし今すぐ何かが起こったときに、解散した自治会はどうなるのかという問題があります。現状では、明日にでもそうした状態が起きる可能性があるため、そこについてしっかりと考える必要があります。現在、自治会のない地域があるということで、すべてが自治会に任されているという状況ではなくなったのです。この点についてきちんと考えていかなければなりません。3年間が経過した現在の状況を踏まえ、今回この問題を議題として取り入れておく必要があるのではないかと考えます。地域からの声として、本当に切実なものです。例えば、防犯灯一つを取り上げてみても、その重要性は明確です。したがって、市としてこの問題をしっかりと課題として捉え、対応していただきたいと強く思います。

【出石会長】

それはまた施策 15 地域活動・市民活動で、持続可能性というような点で、またご意見いただく形にしましょうか。全般にわたるので、今日も議事録に残してもらいますが 15 のところで少しそういう記述ができないかみたいな形にしましょう。他はいかがでしょうか。

【渡邊ちい子委員】

施策 2303 の3年間で取り組むことの3つ目の項目についての内容です。自主防災組織に対する補助金を活用して防災資機材の整備を進めるという記述があります。しかし、この自主防災組織が資機材だけでなく、さまざまな備蓄品を準備する際に補助金を使いにくいという話を周囲から聞いております。一方で、2302の市の備蓄計画ではそういった面の対応が含まれている部分もあるのですが、自主防災組織でも現在いろいろな取り組みを検討し、進めようとしている状況です。このような状況に鑑みて、柔軟な対応ができるように検討を進めていただければ良いのではないかと感じております。

【出石会長】

記載内容というよりも取組についての要望ということでいいですか。市側のコメントはよろしいですか。

【防災部副部長（防災対策課長事務取扱）】

自主防災組織の資機材に関する補助についてですが、災害時に役立つような資機材を整備する場合に補助金を交付する制度です。具体的には、発電機などの資機材を自主防災組織が独自に整備する際に対象となります。消耗品についての柔軟性を求める声もあるかと思いますが、現行の制度では、食料品やトイレなどの消耗品は対象外となっています。これらについては、市の広域避難所で備蓄しているという状況です。

また、訓練などで使用する消耗品については「訓練補助」として制度が利用できるという

ことです。制度の仕組みについての説明に留まってしまうかもしれませんが、資機材の補助に関しては、災害対応に必要となる整備費用を支援する目的で設けられています。防災の観点から、そうした資機材の整備をきちんと補助していこうという考えのもと運用されている制度です。

【渡邊ちい子委員】

制度について非常によく理解できました。一方で、自主防災組織については、市が備蓄をしてくれているからそれで良いという考え方ではなく、さまざまな自主的な取組を進めようとして検討している状況でもあります。そのため、今後こうした取組を含めて、さらにご支援いただける形で対応していただけると、大変ありがたいと考えております。よろしく願いいたします。

【出石会長】

その他いかがでしょうか。

【有賀委員】

まず、防災教室についてお聞きしたいのですが、本日の資料4の中に記載されている KPI 一覧の 16 ページのNo.94 に防災教室の参加者数が掲げられております。基準値は 2,899 人となっており、1 回当たりの参加者数は約 50 人とされています。これを年間に換算すると、大体 58 回程度の開催となるかと思えます。毎月の実施回数としては、4～5 回開催されているということになりますが、防災教室の対象となる方々や具体的な開催の仕方について、詳しくお聞かせいただければと思います。

【防災部副部長（防災対策課長事務取扱）】

対象については、自治会単位や学校、事業所単位などを基本としていますが、特にこの単位でないといけないというわけではありません。防災対策課へご相談いただければ、ある程度の人数が集まっている場合、防災部の職員が現地へ伺い、その場でご説明を行う仕組みになっています。

また、お住まいの地域がある程度まとまっている状況であれば、その地域の特性やハザードに応じた内容を題材として選び、ご説明することも可能です。地域の状況に適した情報を提供するよう努めております。開催方法については、基本的には防災対策課に「やって欲しい」との依頼をいただければ、その都度、可能な限り依頼された方のご都合に合わせて職員が出向いて対応するという形を取っています。

【有賀委員】

まず、例えば幼稚園や小中学校などで子供たちを対象に防災教室を行うというような機会もあるのでしょうか。また、学校側からそのような要請があることもあるのでしょうか。

【防災部副部長（防災対策課長事務取扱）】

おっしゃる通り学校側からの要請があった場合には、こちらの方から出向いて行っております。実際に小学校などからの要請に基づいてやっている実績がございます。

【有賀委員】

2899人というのは、子供たちとか、或いは教職員の人数とかも、全部ひっくるめた参加人数ということだとらえてよろしいでしょうか。

【防災部副部長（防災対策課長事務取扱）】

はい。そのように捉えていただいて構いません。

【出石会長】

その他について、よろしいでしょうか。それでは確認を行います。これまでの内容としては、多くが質問や詳細な取組に関するご意見でしたが、私の方では2点、特に注目しました。

まず1点目は、施策の24の部分に関するものです。これは行政案の64ページに記載されている成果目標2、防災防犯カメラの補助件数についての内容です。補助件数と台数をイコールとする考え方ですが、目標値として設定されている「4件」が少ないのではないかという意見が2名の方から出ています。この件については、市の予算との関係性について説明が行われたかと思いますが、一方で県ではある程度応援を行えるという趣旨の話もあったように記憶しています。この点に関しまして、あくまで審議会からの意見という位置付けではありますが、この補助件数を増やす方向性で意見を出すことが可能なのではないかという指摘がありました。この件について、皆様のご意見はいかがでしょうか。

【宮本委員】

県としては地域からそもそもあまり要望がないということであれば、それを無理に上げても結局数字は上がらないので、その辺は市の方で判断していただければと思います。

【出石会長】

我々審議会から意見を出したからといって行政案が絶対変わるということではありません。あくまでも行政案に対して我々は審議会として審議して意見を出すところですので、この点については、地域との要望の要請もあるけれども、目標を増とすることも考えられるのではないかという意見を出しましょう。

もう一点、施策23の部分でデジタル化に関するお話がございました。このデジタル化はもともとは29番に関連する項目ではあるのですが、趣旨が異なっている点がございます。特に防災や防犯の分野に関して、例えば小田原防災ナビなど既存の取組があるということからも、デジタル化に関して、どこかしらにもう少し触れたほうが良いのではないかという意見が出

ておりました。現状と課題に関する部分で、少し触れる形で記載されておりますが、そうした内容について議論としては若干意見という形となっております。しかしながら、具体的にそこまで深く盛り込む必要はないでしょうか。久田委員のご意見もございましたが、現状としてはそのような内容を含めなくても良いという判断でよろしいでしょうか。

【久田委員】

私としてはできれば施策 23 の中に入れたほうが良いのではないかと思います。

【出石会長】

特に入れることについて異論のない意見として出すことに対して異論はないでしょうか。もし異論がなければ、この 2 点、施策 23 と 24 についてそれぞれ 1 点ずつ、審議会から「このようにしたほうが良いのではないか」「こうすれば可能ではないか」といった意見を出したいと思います。

それでは、職員の入れ替えをお願いいたします。

続いて施策は 25 から 27 の 3 つになります。宮本委員、久田委員の順で、またご意見を願いたいと思います。

【宮本委員】

施策 25 都市基盤についてですが、詳細施策 2501 の 3 年間での取組の中に、小田原市都市計画マスタープランの見直しを進めることが記載されています。また、立地適正化計画の評価分析を行うことも取組の中に含まれています。総合計画の策定時に、都市計画や都市マスタープランの見直しが行われることは理解しておりますが、この見直しが具体的にどの部分に焦点を当てているのかが少しわかりづらいと感じています。現状と課題の中に記載されている内容から読み取れる部分があるかもしれませんが、この 3 年間で取り組む内容を、もう少し具体的なイメージとして市民の方々にも共有する必要があるのではないかと思います。そのために、この書き方について工夫が必要ではないかと感じました。

それから、施策 26 生活空間についてですが、成果目標の 3 番において、道路幹線や幹線道路等の整備推進に関する国や県への要望件数という項目が KPI として設定されているとのことです。この「要望件数を毎年 12 件、必ず行う」という内容が KPI として掲げられていることについて、少し違和感を抱いております。もちろん、要望を行うことは非常に大切だとは思いますが、しかしながら、この件数自体を KPI として設定する理由や背景について、もし具体的な説明があれば教えていただければと思います。

それから施策 27 上下水道についてですが、目指す姿の中に、「川や海の水質が良好に保たれ、いつでも安心しておいしい水が飲むことができる」という表現があります。しかし、この「川や海の水質が良好に保たれる」という目指す姿を実現するための具体的な施策が、右側に記載されている詳細施策 2701 や 2702 の内容の中からは読み取ることができませんでした。この目標を達成するための具体的な施策について、もし記載がないのであれば、明確に

記載することを検討したほうが良いのではないかと感じました。

【都市計画課長】

都市計画マスタープランの改定の内容について、まず1点目をご説明いたします。都市計画マスタープランにつきましては、令和5年3月に改定されたばかりです。ただし、その改定当時は現在の新総合計画の前の計画に基づいて改定が行われました。今回、第7次総合計画の策定に伴いまして、将来都市像やまちづくりの目標など、前の総合計画から変更されている点がございまして、都市計画法の規定によりまして、総合計画との整合性を図る必要がございまして、そのため、上位計画に即して、今回新たに将来都市像やまちづくりの目標の見直しを予定しております。また、現在ご審議いただいている実行計画の内容を踏まえ、個別具体的な施策の位置づけについても見直しを進める予定です。

【国県事業推進課長】

要望件数をKPIとした理由についてご質問をいただきました。施策内で想定している事業につきましては、河川や道路など、多岐にわたる事業が含まれております。それらの事業を国や県に行っていただく上で重要な点は何かということですが、予算の確保が非常に重要であると考えております。その予算を確保するためには、こちら側から要望活動を行うことが重要であると認識しております。そのため、その要望活動の件数をKPIとして挙げさせていただいた次第です。

【水道整備課長】

良好な水質の確保については、詳細施策に下水道の未普及区域の污水管渠の整備を進めますということで位置付けさせていただいておりますのでご理解いただければと思います。

【宮本委員】

都市基盤に関してですが、都市計画マスタープランの見直しは当然総合計画が上位計画となり、その計画に基づいて個別計画を見直していくという流れになると思います。しかし、現在のお話しですと、この上位計画を基に個別計画を見直していくという点において、なぜその見直しが必要であるのかという理由が少し見えづらいように感じました。また、現状と課題に関する部分では、5つ目のポイントを引用し、それをもとに見直しを進めるという形で結論づけるのが良いのかもしれませんが、そのため、もし可能であれば、その辺りについてもう少し具体的に記述を加えたほうが良いのではないかと印象を持ちました。

あと要望件数について、私は違和感があるのですが、委員皆様がよろしいければいいのではないかと思います。川と水についても污水計画のところが書いてある、污水処理ですね、書いてあるということなのでわかりました。

【出石会長】

今の1点目についてですが、例えば「本実行計画を踏まえ、都市計画マスタープランを見直します」と記載した場合はどうなるでしょうか。そのような意味のことを指しているのではないのでしょうか。この66ページに記載されている内容については、総合計画の中で本実行計画に基づいて見直すべき課題などが記載されていれば、それをもとに進めていくということになると思います。

【久田委員】

施策25 都市基盤の部分についてですが、計画的な土地利用の促進や、地域資産を活用したまちづくりのところで、地域の公民館は非常に良いのではないかという認識を持っています。そのような既に保有している資産を活用していく取組が、ここに記載されている内容の中でどこかに含まれているかどうかについて、1点お聞きしたいと思います。

もう一点、施策26 生活空間に関する部分についてですが、成果目標の5、具体的には「わんぱくらんど」などの利用者数を目標値として増加させていくと記載されております。しかしながら、施策の中で具体的にどのような方法を用いて利用者数の増加を図るのが明確でないように感じましたので、その点についてどのようにお考えなのかをお伺いしたいです。

【都市調整担当課長】

計画的な土地利用の促進に関して、「空き家に関する取組がないのではないか」というご質問がございました。この点につきましては、1ページ進んでいただきまして施策26 生活空間に関連する詳細施策2601 住環境の形成において、空き家化の予防や適正管理の促進、さらに利活用可能な空き家の市場流通の促進について触れております。具体的には、住宅ストックの活用を進めるための施策として、現状増加している空き家への対応を非常に重要な課題と捉えております。このため、これらの取組をこの施策の中で位置付けているという状況です。

【公園整備担当課長】

わんぱくらんどなどの利用者促進についてですが、集客や利用者数を増やす施策について具体的な記載がないというご指摘を受けております。詳細施策2604には指定管理者と連携するという内容を書かせていただいております。この公園につきましては、市内利用者数がなかなか伸び悩んでおり、利用者が少ない状況にあります。そのため、利用者を増やすために指定管理者と連携し、イベントなどを開催することで利用者増加を図っていきたいと考えております。

【久田委員】

公民館についてはいかがでしょうか。

【出石会長】

詳細施策2502 地域資産を活用したまちづくりの中で、公民館を活用することは、というこ

とでよろしかったですか。

【久田委員】

公民館がたくさんありますが、地域と企業、また利用者が非常に限定されているという点が気になっております。そのため、もっと多くの地域の方々や企業の方々に利用していただくことができるようにして、まちづくりの一環として活用するという方法もあるのではないかと考えています。もしそのような取組が、アーバンデザインセンターで検討されているのであれば、それはそれで良いと思うのですが、現在その取組はあまり見られませんでした。そのため、公民館の利活用についてどのようにお考えであるか、ご質問させていただきたいと思えます。

【都市部副部長（都市政策課長事務取扱）】

アーバンデザインセンターにつきましては、公共空地の利活用や地域住民の方々とともに、どのような利用方法が考えられるか、また、例えばその場所で収益事業を行うことが可能かなど、持続可能な活用方法を検討しているところです。公民館につきましては、別の部署が所管しておりますので、アーバンデザインセンター内で公民館の利活用をどこまで広げることができるかといった検討は、現時点では行っておりません。ただし、もし所管の部署からアーバンデザインセンターに相談があれば、一緒に検討を進めていく可能性があると考えております。

【出石会長】

それでは、資料8に関して所見をお願いいたします。

【都市部副部長（地域交通課長事務取扱）】

まず資料8の1ページ目の一番のところですが。公共交通の取組を充実させる必要があるのではないかとこのところですが。本市におきましては現在、既存の路線バスなどの公共交通の維持確保を基本として、公共交通から離れた地域、もしくはバスが走っていない空白時間体などの公共交通が不便な時間帯のある地域について、移動支援をどうやって行っていくかということで取組を進めておりますので、そこをまずはしっかりと取り組んでいく必要があるというふうに考えています。

それから続けて2ページ目の8番のところですが、先ほど申しました小田原市については、既存の路線バスの路線をまずは維持確保していくと、将来の路線数のあり方を提案させていただいておりますが、バス事業者としましては、現在、そしてこれからも運転手が減っていく、不足していくという見込みを業界団体が推計をしておりますので、そういった部分ではあり方の検討というような話が出てくると、イコールバスを減便できる、もしくは廃止ができると、というような前提に立って考えてきますので、まずは今の段階ではしっかりと今の路線を維持するという考えに立つべきだというふうに考え

ております。

それから 10 番目のところです。部分的でもいいので A I オンデマンド交通が自動運転の運用開始というものを掲げてはどうかというところですが、A I オンデマンド交通につきましては、現在行っている公共交通不便地域での移動支援策の 1 つとして、次の移動支援策の実証実験として令和 8 年度中に、運行開始を目指して、関係機関と調整を進めているところですので、そこをしっかりと実証実験を開始して、検証を行っていくというようなのが必要だろうというふうに考えています。自動運転につきましては、今年の 3 月に県と市と本田技術研究所の 3 者で自動運転の技術開発についての協定を締結しておりますので、その協定の締結期間が 2030 年までという形で技術開発を本田技術研究所の費用負担で行うという形になっておりますので、そこは県と市が連携をしてしっかりと技術開発を行っていくというところで考えているところです。

それから次に 3 ページ目の 11 番です。KPI が路線数の維持が妥当なのかというところですが、地域公共交通計画の中では幾つか指標を設定していますが、業務委託をかけなければ指標の試算ができないと言った項目もあり、また令和 15 年为目标年次になっております。10 年後に計測をするというような項目もありますので、それでは総合計画の上で、指標の測定ができませんので、指標の測定ができるものとして設定をさせていただいているといったところです。

コミュニティバスの導入の検討と言ったところですがこちらは先ほど申し上げました、公共交通不便地域における移動支援策の 1 つとして、選択肢としてコミュニティバスというものもございますので、現在はタクシーバス共通助成券で利用、タクシーバスで利用できる共通助成券の配付リストから、相乗りタクシーを運行している。次に A I オンデマンドを運行する。またその次に適しているかどうかというところを検討して検証した上で、適しているのではなからうかということであればコミュニティバスの実証実験を行っていくということにならうかと考えております。

【国県事業推進課長】

資料 8 の No.12 番目に関しての内容です。KPI の目標や政策目標として、無電柱化の推進についての具体的な整備計画、例えば何キロ整備するかといった形で検討してはどうかというご提案をいただいております。当該事業につきましては、資料の 69 ページ、詳細施策 2602 で記載されている主な取組内容に含まれております。具体的には、国道や県道の新設道路の整備、無電柱化の推進、伊豆湘南道路の建設など、多岐にわたる事業が含まれております。そのため、それぞれの項目を個別に具体化していくと、項目数が増加してしまい、現実的ではないという懸念がございます。また、予算確保の観点からも、要望数を重視して進めていく必要があると考えております。引き続き、予算確保を含めた取組を進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

【道水路整備課長】

13 番の件についてお答えいたします。75 メートルの妥当性という点につきましては、本市の道路環境や道路整備を取り巻く状況に関して、近年の厳しい経済情勢に加えて、施設の老朽化による維持管理経費が増加傾向にあるため、多額の事業費を必要とする新設改良事業を抑制せざるをえない状況となっております。こうした状況の中で、児童生徒の通学路となっている路線を中心に、優先的に整備する路線を選定し、整備を進めているところです。また、市全体予算の枠組みにおいて、予算や事業規模等を踏まえますと、当該指標について直近の実績である 75 メートルを目標とすることは妥当であると考えております。

続きまして、14 番目の道路整備計画についてご説明いたします。本市の道路整備事業につきましては、都市計画道路をはじめとする幹線市道の整備や、生活道路における歩道の設置、交差点の改良、踏切の改良、無電柱化など、実施すべき事業が数多く存在している状況です。しかしながら、厳しい社会経済情勢の影響を受け、十分な対応を行うことが難しい状況となっております。加えて、各事業の関連性が明確に記述されておらず、全体像を示す指標が不足している課題もございます。そのため、小田原市道路整備計画につきましては、限られた予算の中で、今後概ね 10 年間に優先的に取り組むべき路線を整理し、市内部の計画として作成したものです。これにより、現在お示ししている総合計画とも整合性を確保した上で、事業を進めている状況です。

【公園整備担当課長】

通し番号 15 番、公園についてのご意見をいただいております。市内におきましては地域によって多少のばらつきがございますが、私どもでは身近な公園を「街区公園」と呼んでおりまして、現在 142 ヶ所ございます。新規の公園整備につきましては、なかなか進めることが難しい状況がございますが、既存の公園については、「誰もが遊べる公園」そして「魅力ある公園」を目指し、令和 4 年度から街区公園の再整備を進めております。この再整備事業では、実際に利用されている方々のご意見を伺いながら進めており、現在までに 2 ヶ所の公園を整備した状況です。また、既存の遊具等につきましては老朽化が進んでいるため、順次更新を行いながら、地域の方々にとって安心して利用できる、さらに魅力的な公園となるよう整備を進めております。今後も地域の皆さまに親しまれる公園づくりに努めてまいります。

【水道局副局長(水道整備課長事務取扱)】

通し番号 16 についてですが、上下水道の維持管理に関して、今後の人口減少を踏まえると、現状のまま維持することは難しいという観点から、オフグリッド化に関する対応を検討すべきとのご意見をいただいております。現状としましては、給水区域が 730 キロにわたって広がっており、その区域内の人口普及率は 97% に達しております。このような状況の中で、現在私たちが取り組んでいる内容としては、給水区域 730 キロの範囲をダウンサイジングすることや、28 の施設の規模を適正化することなどの対応が挙げられます。また、いただいたご意見に関連するオフグリッド化については、将来的なさらなる人口減少や経営状況が困難になる場合を想定して検討すべき課題であると認識しておりますが、現時点ではその具体的な

検討には至っていないというのが現状です。

【都市計画課長】

9番のVRの活用についてです。こちらに関しましては、国土交通省が推進しているプロジェクトPRAおよび都市空間情報デジタル基盤構築支援事業というものでありまして、非常にメリットのある取組であることは理解しております。この取組につきましては、都市部だけに留まらず、防災や防犯、あるいは観光、物流環境など、多岐にわたる分野での活用が想定されているところです。また、これを新たに導入するとなりますと、財政的な負担や出勤も必要となってくるものと考えられます。この点につきましては、全庁を挙げて改めて議論や検討を進めてまいりたいと考えております。

【下水道整備課長】

上下水道における下水道整備の現状について補足させていただきます。まず、下水道につきましては、管路に勾配をつけ、自然流下によって終末処理場まで運び、そこで処理を行っております。また、終末処理場につきましては、平成28年4月から県の酒匂川流域下水道に編入されており、こちらで処理が行われている状況です。

別所委員のおっしゃっているオフグリッド化に関するお話につきましては、大変壮大な内容であり、具体的にどういった状態を目指しているのか、少々理解が難しい部分がございます。下水道整備の計画区域につきましては、これまで市街化調整区域の集落を含めた約4,200ヘクタールでございましたが、平成22年に約1,300ヘクタールに縮小され、市街化区域として設定しております。そのため、市街化調整区域の汚水につきましては、合併処理浄化槽を使用して処理することとしております。そのため、今回のご提案につきましては、特に市街化調整区域での検討を進めることが適しているのではないかと考えております。

【出石会長】

細かい点は別所委員との確認を取りたいと思います。他の委員いかがでしょうか。

【有賀委員】

都市基盤が目指す姿についてですが、「市民が快適に暮らし、まちに愛着を持って住み続けたいと思っています」という表現が用いられています。しかし、「思っています」という文末が少々気になります。目指す姿とは、施策全体の将来像を表すものですので、もう少しイメージしやすく、具体的な表現にすることが望ましいかと思えます。例えば、シンプルに「市民が快適に暮らし、まちに愛着を持って住み続けています」といった言い方にしてはいかがでしょうか。

【出石会長】

この書き方については、非常に重要な点です。私もなるほどと思いながら伺っております。

たが、市側の考えについて、特に「思っています」という表現について何か強い意向や意味があるのでしょうか。どの部署に当たるのかというと、都市計画課でしょうか。それとも別のところでしょうか。「目指す姿」という点についてはその通りですが、「思っています」という表現に対しては、単に思うだけで良いのかという議論もあり得ると思います。この点について、非常に鋭い指摘であると私も感じています。今後、この表現について何らかの意図や意味があるのであれば、市側からぜひ具体的な回答をいただきたいと思います。回答がない場合は、市側として特別な意図がないということでしょうか。その場合、審議会としてはこの問題に対して適切な意見を出すべきだと考えます。この表現については、今後その意味合いや適切さを検討すべきだと提案したいと思います。

【平井委員】

市民アンケートの質問と関連しているのではないかと思います。

【出石会長】

それはそれで良いのですが、逆に言えば、これは平井委員に質問すべき事ではなく、本来は市に聞くべき事だと思います。ただ、そのアンケートの取り方はともかくとして、ここでこのような表現をする意義は何なのかという点を、先ほどから私もお聞きしています。他の施策については、このような表現は一切見られません。ですので、もしアンケートについてだけこうした表現を使うことに意味があるのなら、その理由を教えてくださいと申し上げているところです。もし平井委員がこの点についてお答えいただけるなら、その回答をいただいても問題ありません。

【平井委員】

私自身それほど違和感はありませんでした。

【渡邊ちい子委員】

私はまちづくりの観点から「今後も住み続けたい」という表現はよく使われるものだと思いますし、この場所もそういう意味で使われているものと理解しています。ただ、この表現だけでは少しわかりにくいと感じることもあります。そのため、例えば「今後も住み続けたい」というニュアンスを明確にするような追加説明を加えるなど、意味をよりわかりやすくする工夫があれば、この表現も適切なものになるのではないかと思います。

【有賀委員】

「住み続けたいと思って生活しています」や、何か文末の「思っています」というところが気になったのですが、やはり姿としての具体的なイメージなので「思っています」で終わるといのは違和感があります。

【出石会長】

確かに他の箇所については「こう思っています」と書き表すのが難しい状況ですね。確かに、そのような書き方にはなりにくいのかもかもしれません。ここに関しては「住み続けています」という表現では、確かに不自然に感じられるかも知れません。それがおかしいというよりは、「目指す」という表現なら問題ないのではないかと思います。目指すのであればそれでもいいのですが、現在の最後の意見では「住み続けたいと思っている」とは異なるニュアンスになりますよね。何かを抱いて生活しています、というような形で表現をまとめるということかも知れませんね。どのようにすべきか悩ましい問題ですが、これは言葉の選び方の問題に近いかと思います。ただ、今のままでは確かに違和感があるかも知れません。一方で、ここだけを特別な表現で取り上げること自体が、都市基盤が整備されていくという前向きな姿勢の一部と捉えることも可能なのではないかと思います。この考え方が、平井委員や渡邊委員の見解に近いものかも知れません。そのため、確定的な言い回しで文章をまとめるのは難しい状況にあると言えるでしょうね。

【関委員】

私も違和感があるため、変更をしたほうがよいのではないかと提案しようと思っていました。主語、つまり小田原市の新しい実行計画という形になることを踏まえると、市が公表する公式な計画書という形において、「思っています」という表現は、この計画書にはふさわしくないのではないかと感じています。これまでの各施策に合わせた形で、「できます」「提案されています」などの適切な表現に変えていただくことがよいと思います。また、文章量についても少し不足しているように感じます。特に、都市基盤という幅広い分野に関する内容において、「あるべき姿」や「目指すべき姿」の部分があまりにも言葉足らずであると感じますので、もう少し詳細に記載していただくことが望ましいです。さらに、「思っています」という表現はこの計画書にはふさわしくないように感じますので、こちらについても再考をお願いしたいと思います。

【出石会長】

意見が述べられている部分もありますので、ここは一旦この程度にとどめておき、最終的には審議会のまとめの段階でどのように整理するかを検討する形で進めても問題ないと思います。また、複数の意見を出しても構わない状況かと思われれます。さらに表現の問題についてですが、若干内容が変わってきたように感じる部分もあるように思います。表現があまりにも短すぎて意味が分かりにくい箇所があった点についても、後ほど最終的に整理してまとめたいと考えています。

ただし、会長として一言申し上げます。これは行政が作成した案であるにも関わらず、行政が質問に答えられないのはおかしいのではないのでしょうか。我々委員が意見を述べるのは当然のこととして、そもそも行政が作成した案なので、行政自身が内容に対する質問に答えるべきです。今日の議論についてはこの段階ではともかくとして、次回以降も審議は

続きますので、市側はしっかりと対応いただきたいと思います。その他、25 から 27 に関して何かご意見がある委員の方がいれば、ぜひお願いいたします。

【関委員】

先ほど都市交通に関する市のご説明がありました。これからの公共交通の維持は、非常に難しい課題であることがわかります。また、自治体だけではこの課題に対応することができないということも明らかです。そのため、2504 の公共交通ネットワークの構築については、先ほど市の方がお答えくださったように、民間事業者との協議を進めながら、新しい交通のあり方や、現状の公共交通そのものの構造転換も含めて、この3年間で具体的な協議を進める、もしくは施策を進めるという方向性を示すべきだと考えます。特に、公共交通においては民間企業の役割が重要であるため、民間事業者との協議のあり方に関する文言を追加することが必要であると感じました。

【都市部副部長(地域交通課長事務取扱)】

地域交通につきましては、民間事業者との連携が非常に重要であると考えております。しかしながら、現在運行している路線すべてについて民間事業者と連携し、見直しを進めていくとなると、民間事業者側では減便や廃止を前提とした方向に進んでしまう可能性があります。そのため、あくまでも維持が困難な路線を補う施策として進めていく必要があると考えております。具体的には、67 ページに記載されている A I オンデマンド交通や自動運転技術の実証などが、公共交通が不便な地域における移動支援策として位置づけられております。このような施策を実施する際には、民間事業者との連携を図りながら進めていく形となりますので、もしこうした施策を導入する場合には、民間事業者との連携を含めた形で実証を進める方向性が望ましいと考えております。

【関委員】

他の委員の方もおっしゃったように、バス運転手のなり手がいない状況や、高齢化によってさらに乗り手が少なくなっているという社会的な構造転換が起きている状況です。そのような中で、現在のように不足を補っていくという対応だけではなく、積極的に構造転換を進めていくという姿勢が非常に重要ではないかと考えるのですが、その点についてはいかがでしょうか。

【都市部副部長(地域交通課長事務取扱)】

構造転換を積極的に進めていくという意味や考え方も一つあるかと思います。しかし、いわゆる構造転換を進めることが民間事業者では対応できない部分をすべて市で担ってほしいという形に繋がっていくことがあります。例えば、近隣の松田町では A I オンデマンド交通の実証実験が既に始まっていますが、年間経費は 6,000 万円から 6,600 万円ほどかかり、収益は 1 割に満たない状況になっているとのこと。小田原市の場合、松田町よりも圏域が

広いため、そのような取組を進めるためには財源をどう確保するかが課題となります。この点を考慮すると、簡単に踏み出すことはなかなか難しいのではないかと考えております。

【関委員】

オンデマンドが一番良いと思っているわけじゃなくて、変化に対応できるような民間企業との協議の場をちゃんと作りますという姿勢がここに書いてあるってことが重要じゃないかという指摘です。ご検討をよろしくお願いいたします。

【出石会長】

他はいかがでしょうか。もし特に内容がなければ、「施策 25～27」について審議会として意見を出すべきかどうかを考えていきたいと思えます。

まず1点目として、施策 25 の目指す姿についてですが、現時点では複数の意見が寄せられておりますので、最終的にまとめる際に検討し、意見をどう出すかを改めて決定したいと考えております。

次に、67 ページに記載された内容についてご意見がありました。この部分では、宮本委員から「都市計画マスタープランの見直しを進めます」という記述が具体性に欠けており、何をどう見直すのかが分からないとのご指摘をいただきました。これに関しては、本実行計画が策定された段階でその内容に沿って進めるという回答がありましたが、より具体的な方向性が分かるようにある程度記載を充実させるべきではないか、という意見にまとまるかと思えます。他の委員の皆様もご異論がなければ、そのような意見としてまとめたいと思えますが、いかがでしょうか。

また、関委員からご指摘いただいた詳細施策 2504 に関してです。民間事業者との協議についての記述ですが、民間にすべてを任せるということではなく、市がすべてを請け負うという意味でもなく、民間事業者との連携や協議が必要であるとのご意見がありました。この部分について、3 年間の実行計画の中で具体的に取り組む内容として挙げてはどうかという提案が出されましたが、この件に関して意見を出す方向で進めたいと思えます。他に追加すべき内容や修正のご意見があればお伺いしたいと思えますが、特に異論がなければ、そのように意見をまとめたいと考えております。

以上の内容を基に、審議会として意見を出したいと思えますがよろしいでしょうか。それでは、その方向で進めたいと思えます。あと、68 ページの成果目標の幹線道路の要望件数はこのままでよろしいですかね。わかりました。そのままとします。

それでは以上で施策 25 から 27 については終えさせていただきます。市側の出席者の入れ替えがございますのでしばらくお待ちください。

それでは続きまして施策の 28 から 30 についてです行政案だと 72 ページから 77 ページになります。早速議論に入りたいと思えます。同じく宮本委員からお願いできますか。

【宮本委員】

施策 28 行政経営について、今日の資料の 8 にある委員会の事前意見一覧にも少し記載がありました。成果目標の 4 番目に関連する「女性職員の管理監督者への昇任希望率」について触れたいと思います。この目標は前回の計画にも含まれていたかと思うのですが、この点をどのように捉えるべきかについて考えています。最終的に実際の登用率が向上していかなければ、この昇任希望率を成果指標とする意味が薄れてしまうのではないかと感じています。そのため、昇任希望率という指標が適切なかどうかについて意見もいくつか出ているようですので、この点について議論を深められればと思います。

それから、詳細施策の 2803 の主な取組についてですが、ここで一つ質問をさせていただきたいと思います。一番目に挙げられている「土地開発公社の経営支援」についてです。これについては、それぞれの市が当然、メリット・デメリットを判断されていることと思います。引き続き小田原市として、土地開発公社を活用して土地の取得などに取り組んでいくお考えがあるのかどうか、こちらについてお聞きしたいです。

それから、詳細施策の 2804 のところですが、案の中の 2 つ目のポツで「職員研修を通じて」と記載されている内容についてです。この部分については、正直申し上げて言いづらい点ではございますが、いろいろと過去の不祥事があった背景を踏まえると、このままの形で進めるご予定なのか、それとも何か少し補足や書き加えをされるご予定があるのかについて、お伺いしたいと思います。

また、施策 29 デジタル化に関してですが、この項目の現状と課題について、基幹業務システムの標準化という記述がございます。この標準化は、全国的に各地でバラバラになっているシステムを統一していこうという動きの中での記載だと理解しております。ただ、この記載だけでは市民の方々にとって十分に分かりやすい内容となっているかどうか少し気になりましたので、その点については一つ意見として述べさせていただければと思います。

【職員課人事研修係長】

女性登用率の KPI についてのご質問にお答えさせていただきます。登用率についてですが、確かに KPI（重要業績評価指標）として適しているかという議論が組織内で行われてまいりました。ただし、例えば実際に職員の昇任希望がない状況で、登用率の目標値を達成させるためだけに女性管理職を登用した場合、本人にも組織にも必ずしも望ましい結果を及ぼさない可能性があるという意見が話し合いの中で出ておりました。

そのような不自然な状況が生じないようにするため、まずは女性職員が管理職や管理監督職への昇任を希望する状況を作り上げる必要があると考えております。現在、管理職昇任に際して職員が抱く不安を取り除くため、職員課にてさまざまな取組を進めている状況です。しかしながら、現状として女性管理職の割合が横ばいのみである点は課題であると認識しております。そのため、今後「特定事業主行動計画」を改定する際や、登用率という評価基準を活用するかどうかについて、引き続き慎重に検討してまいりたいと考えております。

3 つ目のご質問の中で、詳細政策 2804 における 3 年間に取り組むことに関して、2 ポツ目の内容についてお話をいただきました。委員のご指摘の通り、職員による不祥事や事務ミス

が見られ、市民の皆様からの信用を損なう行為が散見されている状況については、まさにその通りだと考えております。そのような状況を踏まえ、2ポツ目の内容には、コンプライアンスを意識した行動や、高い倫理感・使命感を持って取り組むことが記載されております。また、正確性を重視して仕事を遂行することについても触れられております。これらは職員として当然取り組むべきことであると認識しておりますが、改めてその重要性を意識し、行動することを目標として掲げる形で記載したものです。

【資産経営課長】

土地開発公社についてですが、公社は主に先行取得を行うという重要な役割を担っております。ただし、現時点では具体的に土地を購入する予定はない状況です。小田原市の特殊性として、例えば文化財用地に関して、将来史跡指定を受ける予定がある土地を民間が開発する話がある場合、市が購入することがあります。国の指定を受けることで用地取得費の補助を受け取ることが可能となります。ただし、国の指定を受けるまでには1年ほどかかることがあります。そのような場合に、公社が先行して土地を取得し、国の指定を受けた後に市が購入するという流れを踏むケースが、ここ数年続いている状況です。そのため、現時点では公社の存続が必要であると考えられております。

【情報システム課長】

標準化に関して確かにご指摘の通り、市民の方々には分かりにくい部分があることは事実ですが、標準化が進むことで市民サービスにも影響が出てくる状況です。現在、11月4日からシステムが概ね標準稼働する予定で動いております。10月には広報紙でPRをさせていただいている状況です。しかしながら、それだけでは情報の周知が不十分であると考えております。そのため、今後影響がある部分については、広報紙だけでなくホームページなども活用しながら、情報発信に努めてまいりたいと考えております。

【宮本委員】

詳細施策2804のコンプライアンスを意識するという点については理解しました。また、文章の冒頭に「職員研修を通じて」という表現がありましたが、職員研修だけでなく、他にも取り組むべきことがあるのではないかと考えました。そのため、この「職員研修を通じて」という言葉を枕詞にして、「努めていく」という方向性で進めるのが良いのか、という趣旨で申し上げました。

【出石会長】

それでは久田委員お願いします。

【久田委員】

施策28行政経営に関しては、財政を確保するだけでなく、歳出を削減していく必要がある

と考えております。また、その際に行政のデジタル化による業務改善が非常に重要なポイントになると認識しております。

施策 29 のデジタル化についてですが、成果目標の 3 番に「生成 A I の利用職員数」を目標として掲げられている点には、私も大賛成です。しかしながら、この目標を達成するための具体的な施策がどのように説明されるのか、明確にわからなかったため教えていただきたいと思っております。これが 1 点目の質問です。

さらにもう 1 点ですが、施策 28 および 30 に関わる点として、行政の部署間での連携が DX 推進と同様に大きな課題だと認識しております。この部署間の連携を促進するための具体的な施策にぜひ取り組んでいただけないか、という意見を申し上げたいと思います。

【情報システム課長】

生成 A I の利用職員数の増加に伴う具体的な施策についてですが、実際のところ、本市では今年 4 月から始まったばかりであり、まだ 10 月までの半年間しか経過していません。この自治体も取り組んでいる状況ではあるものの、まだ手探りの段階にあるのが現状です。まず、生成 A I でどのようなことが可能なかを把握し、その周辺環境が刻々と変化していることも考慮しながら情報をキャッチアップしていくことが重要と考えています。現在はまず職員に利用してもらい、その後で職員間でどのように活用できるかを検討していく方針です。具体的には、プロンプトとの関係性やハルヒネーションを抑える方法、検索拡張機能などを活用し、ハードルの低い部分からシステムを展開していきたいと考えています。そして、職員に生成 A I を利用してもらうことを進めていきたいと考えています。

その上で、生成 A I がどのようにシステムに組み込まれ、業務改善につながるのかについては、各システムによって異なるものの、今後はさらに利用しやすい環境が整備されていくことが予想されます。例えば、A I がエージェント化されることでより便利に使えるようになる可能性があると考えております。そのため、情報収集をしっかりと行い、周知を徹底しながら、政策展開を進めてまいりたいと考えております。

【企画政策課長】

部署間連携についてですが、行政案の中で特に詳しく記載はされていない状況です。現状と課題の部分に記載する可能性があるとは思いますが、「部署間連携」とだけ記載しても何を意味するのかが分かりにくい場合もあり、どの取組の中で具体的に書くのか、少し書きづらいという課題がございます。また、部署間連携がどこで重要になるかについて考えると、例えば 77 ページに記載されている詳細施策 3002 の「公民連携の推進と関係人口の創出」において、部署間連携は大いに求められると考えられます。公民連携の取組は 1 つの課だけで完結するものではなく、部署間連携が不可欠であると言えます。

さらに、78 ページ以降の協働プロジェクトについて、こちらは主に民間との協働を目的としていますが、プロジェクトを進めるためには、まず庁内での部署間連携が実施されないと円滑に進めることが難しくなります。このような具体的な場面において、部署間連携が発揮

されることになるだろうと考えております。

ただし、施策全体を通して見た場合に、「部署間連携」という言葉を行政経営の中で記載するのは少し厳しいのではないかと現在考えております。この点については今後の検討課題になる可能性があります。

【久田委員】

協働プロジェクトというのが部署間連携の文化を醸成していくのであれば何かそこでぜひ取り組んでいただきたいと思います。

【出石会長】

部署間の連携に関しましては、確かに個別の部分には具体的に記載しづらいという点はその通りです。過去の実行計画では、施策の最後に横断的な連携の考え方を盛り込むという形を取っておりました。しかし、今回はそのような内容が含まれていないために、現状のような課題が発生している状況です。委員の皆さまには最終的に諮りたいと考えておりますが、いずれにせよ、どこかに関連部署との連携について記載する必要があるかと思われま。具体的には、個別施策ごとに記載するのではなく、大前提として、最初の方に「これらの実行計画を進めるにあたり、関連部署との連携を図りながら取り組む」という文言を記載するのが適切ではないかと考えております。

このように明記することで、「すべての事業は連携して進めるべきものである」という姿勢を明確にすることができるかと存じます。ここでの意見は私からの提案として申し上げておりますが、後ほど確認を取り、必要であれば最終的な部分にて反映させるべきではないでしょうか。現時点で具体的にどこに記載するかは決めかねますが、事務局の方にはこの点について留意していただきたいと思います。

以上の内容について、部署間連携に関する記載が必要であるというご意見が出ている状況です。これを踏まえまして、資料8に関して所管部局からのコメントをお願いしたいと存じます。

【企画政策課長】

それでは、通し番号17番のふるさと納税の受入額についてお話しいたします。企画政策課が担当しておりますが、積極的に取り組んでいきたいと考えております。しかしながら、目標値をどこまで達成できるのかについては少々自信が持てないところがございます。基準値が令和6年度決算では10.5億円となっております。その前の年である令和5年度が11.2億円で最高額を記録しており、これがここ数年のピークとなっております。この状況から、今後3年間でさらに6億円を伸ばすという目標に関しては少々限界があるのではないかと考え、このような設置の方法を採用いたしました。

続きまして通し番号18番についてです。企業版ふるさと納税についてですが、少してこ入れが必要であると考えております。実際、県内で人材派遣型を活用されている事例も見受け

られますし、また企業側の副業に対する考え方が以前より緩和されてきており、前向きに検討される企業が増えてきている状況もございます。このような流れを踏まえ、今後さらに具体的な検討を行ってまいりたいと思います。

【職員課人事研修係長】

では、19番・20番について職員課よりお答えさせていただきます。まず、昇任希望率のKPIにつきましては、先ほどお答えした通りです。男性職員の昇任希望率について申し上げますと、令和6年度の女性職員の昇任希望率が71%であるのに対し、男性職員の昇任希望率は76%となっております。

続いて、20番についてお答えいたします。日々の業務を通じて組織開発を行うことや、そのために効果的な仕組みを取り入れるというご意見についてですが、市では階層別研修や課題別研修に加え、日々の業務を通じた研修、いわゆるOJT研修の重要性を認識しております。本市では、このOJT研修の一環として、新採用職員が入所した際に指導者を示して行う「新採用職場研修」や、所属が初めて移動する際、また新たに係長に昇進した際など、キャリアの節目を迎える職員に対して、所属の上司とは別に他所属の職員をメンターとして指名し、フォローしていく「メンター制度」を導入しております。このような制度を活用しながら、職員の意識啓発や組織開発に努めていきたいと考えております。また、ご指摘の通り、民間企業や他自治体の先進的な取組を参考にしながら、さらに取組の充実を図っていく所存です。

【情報システム課長】

項番21から23につきましては、私の方からお答えさせていただきます。まず、電子申請についてですが、ご指摘いただいた通り、申請種別の数だけではなく申請件数も重要な指標になるのではないかとご意見があるかと思っております。実際のところ、現在国を含めた状況として目指している姿は、来庁せずに済むような手続きを行政サービスとして実現できないかという点にあります。そのため、もちろん申請件数についても把握はしておりますが、KPIとしてはまず設定させていただいている「取扱種別数」を基準としています。この数を増加させることで、自宅で手続きが完了できるような環境の創出を目指していきたいと考えております。

また、使い方に関するご意見として、「ユーザビリティテストを行った方がよいのではないか」というお話もございました。この件についてですが、ユーザビリティテストとは、1種類の手続きに対してさまざまな方がアクセスし、その結果を基にアクセシビリティの向上を図る観点で実施されるものです。しかし、行政手続きはかなり複雑であり、申請システム内で稼働する手続きが多岐にわたることを想定しております。そのため、この視点を持ちながら申請しやすいホームページやシステムの作成に努めたいとは考えておりますが、現状ではすべての手続きについて1件ずつテストを行うことは難しいのが実情です。今後の改善点として引き続き検討していく所存です。

続きまして、生成AIについてですが、先ほどもお話しした部分ではありますが、現在の

ところ、まずは生成AIを導入し、利用方法に慣れていただくという観点から、例えば文書の生成や議会答弁の草案作成、またその構成作業など、さまざまな場面で利用が進んでいる状況です。しかしながら、利用する方とそうでない方の間でギャップが生じているというのが現状です。そのため、生成AIが何に活用できるのかという点について、認識を深めてもらう必要があると考えております。その中でも特に、庁内のドキュメントや条例など、目的が明確な利用方法は、ご指摘の通り重要な視点であると認識しております。

ただし、役所に特化した生成AIに情報を記憶させる形式を取る場合、コスト面での課題がございますので、現段階ではその方向性は採用が難しいと考えます。そのため、先ほどの回答でも申し上げましたように、「RAG」という拡張検索機能を活用した環境を構築することを念頭に置いております。そして、利用者が使いやすく、目的が明確になるような生成AIの環境を整備することに努めてまいりたいと考えております。

23については、同様の内容ではありますが、先ほどの部分と異なる点として、より広く活用していただくために、職員の知識をどのように向上させるかという視点でご意見をいただいていると認識しております。先生に対して今後の進展を情報収集および情報発信を行いながら、庁内職員のリテラシー向上に努めていきたいと考えております。

【広報広聴室副室長】

成果目標にホームページのアクセス数が含まれているのですが、それだけでなく、その分析を行うことが重要であるというご意見をいただいております。現状としては、ホームページの訪問者数や滞在時間、またホームページに訪れた経路などについて、無料サービスで確認できる範囲ではございますが、しっかり把握しており、庁内において必要に応じて情報提供を行いながら共有を図っているところです。指標は総アクセス数が基準となっておりますが、いただいたご意見につきましては、データの活用という観点から事業を進める上で参考とさせていただきたいと思っております。

【出石会長】

引き続き他の委員からご意見をいただきます。

【関委員】

施策29のデジタル化に関して、このデジタル化は自治体だけで取り組むべきものではなく、市民や民間企業も巻き込んだ形で進めていく必要があります。このデジタル化の基盤となっているのが、2016年に制定された官民データ活用基本法という法律です。まず最初にこの法律をご覧になったことはありますか。行政の方にお伺いしたいと思います。

【情報システム課長】

概要については承知しております。

【関委員】

条文をすべて読む必要はありませんが、ネット上に簡単な図解がたくさん載っているので、それらを参考にすると分かりやすいかと思います。そこで述べられているのは、まずデータを活用していきましょうということです。そのため、先ほどお話しいただいたようにデータを適切に格納する必要があります。データの格納を進めることが重要なのです。デジタル化というのは、そのほんの一部にすぎません。デジタル化の活用方法の一例として、行政手続きのオンライン化が挙げられますが、もう1つ重要なのは、データをオープン化することです。市民や大学、企業も利用できるようにすることで、データを活用し、さまざまな手続きを簡素化することが可能になります。私は産業系施策の場で発言する必要もあるのですが、実のところ、このデータを活用した産業振興が実現できるのです。そのため、デジタル化と産業は非常に密接に関係している必要があると考えています。文章の書き方について、もう少し工夫していただくと助かります。

そこに必要なのは、地域に存在するデータを収集してオープン化していくことです。この「オープン化していく」という取組に関する対応が、何一つ文書に記載されていないというのが問題です。現在そしてこれからの社会において重要なことが書かれていないという状況なのですが、それについてはどのようにお考えでしょうか。例えば、交通に関しても、雨の日にとどの停留所で何人が乗車するのかなどの情報がわかれば、それを活用して市が最適な交通路線を設計することができます。そのためには、まずデータを収集し、それを活用可能な状態にしておくという基盤が非常に重要です。したがって、このような事項についてはデジタル化に関連する項目の中にしっかりと記載されている必要があるのではないのでしょうか。

【情報システム課長】

データの活用についてですが、市としては現在、自治体標準オープンデータセットに関してデジタル庁が公開している22項目のうち、5項目プラス1項目を本市独自のデータとして提供しております。しかしながら、これらは現状では業者向けのデータであり、CSデータが羅列された形になっているため、市民の方が利用するには分かりにくいものとなっています。市民の方々にとって分かりやすい形で情報を提供するには、JIS規格などに情報をマッピングし、利用しやすい形にするなどの工夫が必要だと考えております。また、統合型GISに関しては、公開型のものについて一定の情報発信を行い、13種類の地図を提供しておりますが、現状では施策の展開が十分ではないという認識も持っております。

【関委員】

ぜひよろしく申し上げます。2016年に制定された官民データ活用法基本法についてですが、この法律には非常に骨太な内容が盛り込まれており、データの収集、格納、活用が中心的なテーマとして記されています。この中でも特に重要なのは、行政データだけが進まないという大前提について触れている点です。この内容をしっかりと文章に反映していただければと思います。また、この法律は行政のデータ化だけを目的とするものではなく、できる限りデ

ータを活用して産業政策につなげていく必要があると考えています。そこで私としては、11月に産業政策について取り扱う場において、もう一度データ化について詳しくお話をさせていただきたいと思っています。

特に重要なのは、データの収集を行いオープンデータ化して、利用可能な状態に整えておくことです。これが実はこれからの基盤となる最も重要なポイントであるため、この内容についてしっかりと勉強し、文章やページを1枚追加していただけるとありがたいです。ぜひご検討いただきますよう、お願い申し上げます。

【出石委員】

ページを増やすことは難しいと思います。施策については2ページでの構成となっているため、その要望には応えることができないでしょう。ただし、必要な事項に関しては、現在ご指摘いただいた点について私も同意する部分がありますので、書き方を工夫する必要があると考えます。現状では、担当課からの回答にもある通り、現在の取組として挙げられている施策は2つです。それ以上の内容を現段階で挙げることはできないということでしょう。そのため、ご指摘いただいた事項については、現状と課題といった部分に工夫を加え、必要な内容を書き込む形になるのではないのでしょうか。審議会としてはそのような形で内容を記載する方向性を意見として出すことになりませんが、市側での判断については別途お考えいただければと思います。現時点では、関委員がおっしゃった内容の通り、ページ数を増やすことは難しいのではないかと思います。どうでしょうか。そういう形で意見を出す方向でよろしいですか。

【関委員】

それに関してはすでに法律が制定されており、その法律をデジタル庁が運営しようとしている土台となるものですね。その法律をうまく活用して、小田原市全体のデジタル化という方向ではなく、官民のデータ活用という方向に進めていく必要があります。実際にそうしなければならぬ状況ですので、そのポイントを含めてもらいたいです。

【出石会長】

分かりました。他の方ご意見お願いします。

【益田委員】

詳細施策 2902 のデジタルデバイドに※印がついていますが、注釈がこのページに書いていないので確認をお願いしたいと思います。

【出石会長】

誤植でしょうか。事務局側で整理をしてください。他になれば、私から委員としてお聞きしたいことがございます。施策 30 の詳細政策 3003 には、「国縣市町村との連携」という内

容があり、ここで主な取組について記載されています。その中で、県西部や国、県、そして同じ県の県西地域といった記載になっていますが、遠隔地の自治体との連携について連携は行われていないのでしょうか。

さらに、この個々の項目に関してですが、本来あるべき内容なのかどうかを確認したいと思います。特に、大規模災害の際に遠隔地自治体との間で協定等を結んでいると思いますが、そのような内容についてこの施策に盛り込まれていないことは問題ではないのでしょうか。その点も含めてご説明いただきたいです。

【企画政策課長】

県外の他の自治体との連携はございまして、「国や神奈川県“等”との協力・連携強化」に含めています。主に災害に関する連携が中心です。具体的には、家が壊れた際の倒壊判定を行うための職員を派遣するといった内容で、新潟県などの自治体と協定を結んでおります。この取組は、国や神奈川県などとの協力や連携を強化する中で進めておりますが、他自治体との連携をもっと外部に向けて広げるべきとのご意見があれば、検討を行いたいと思っております。

【出石会長】

「等」で読みきれぬのかどうかという点については少し疑問があります。また、広域という考え方についてですが、従来の広域というのは繋がっている地域を指しているのですね。従来の取組では飛び地、つまり遠隔の広域についても取り組んでいることはよく承知しております。しかしながら、これからは特に南海トラフ地震などが重要な課題となってくると思います。

そのため、一委員としては、ここにもう少し内容を書き加えていただくべきではないかと考えております。主な取組ではなく、構えとしての内容を少し加えたほうが良いのではないかという意見を持っていますが、他の委員の方々にもご同意いただけるのでしょうか。この点については審議会の意見として反映させたいと考えております。

以上、いかがでしょうか。ただいまのところの施策 28・29・30 に関して、1 点目としてデジタル化の部分について関委員からご指摘をいただいた部分について、現状と課題の箇所にしっかりと記載するようにするべきというご意見がありました。

次に、私が申し上げた神奈川県以外、具体的には遠隔地の県や市町村などの自治体との連携についても言葉として盛り込んでみてはどうかというご意見がありました。この 2 点が指摘された内容となります。

また、部署間連携についてですが、この内容をここに記載するのではなく、全体的な前振りや別の形で入れるほうが適切ではないかというお話もありました。この点についてはとりあえずここでは一旦留保する形とさせていただきたいと思っております。

それでは、ただいまの施策 20 から 30 についての議論は以上とさせていただきます。関係各課の職員の皆様、お疲れ様でした。ありがとうございました。

3 議事 (2) その他

【出石会長】

その他につきまして委員の皆様から何かございますか。ではよろしければ事務局から何か連絡事項等がありましたらお願いします。

【事務局】

次回の日程連絡をさせていただきます。第5回につきましては10月31日金曜日午後1時30分から午後4時まで、場所は本日と同じ議会の全員協議会室となります。よろしくお願いたします。

4 閉会

【出石会長】

それでは以上をもちまして本日の会議は閉会とさせていただきます。